

令和7年度 博物館実習生の受入れについて

令和7年3月

東京都写真美術館 事業企画課

このことについて「東京都写真美術館博物館実習生受入れ要綱」に基づき、下記のとおり実施する。

記

1 受入時期・期間

令和7年8月1日（金）－8月29日（金）のうち10日間

2 受入対象者

（1）美術館の専門的職員である学芸員の資格取得を目指す大学生で、原則としてすべての実習日程に出席可能であること。

（2）保険（実施期間中に適応される個人賠償責任特約付傷害保険）に加入していること。

3 申請方法

大学長等の推薦を受け、大学ごとに申請するものとする。

4 申請方法と申請受入期間

（1）実習の申請は当館指定の「申請書」に所定の事項を記入し、令和7年4月14日（月）－5月15日（木）の間に提出する（必着）。

※各大学への通知は当館の封書で送付するため、申請時に返信用の封筒、切手の同封は不要です。

（2）大学は学生個別の実習希望理由書を添付の上、上記の申請書と共に美術館宛てに送付する。

5 受入れの決定

（1）決定方法

事業企画課長、管理係長、普及係長、実習担当学芸員で構成する選考会議で審査し、その意見を参考に副館長が決定する。

（2）受入可否の通知

受入の可否について、令和7年6月初め頃に各大学に通知する。

6 日程

令和7年4月14日（月）－5月15日（木）：実習の申請受付（必着）

令和7年6月中旬まで：各学校宛に実習生受入れ可否の決定を通知

実習スケジュールの通知

令和7年8月1日（金）－8月29日（金）：実習生受入れ期間 講義・実習の実施（10日間）

令和7年9月末頃：修了書等の作成及び実習日誌等の送付

7 問い合わせ先

東京都写真美術館 事業企画課 普及係

Tel. 03-3280-0076（直通）

8 申請書の送付先

東京都写真美術館 事業企画課 普及係 担当：武内／松澤

〒153-0062 東京都目黒区三田 1-13-3 恵比寿ガーデンプレイス内

東京都写真美術館博物館実習生受入れ要綱

平成 12 年 4 月 14 日

12 歴文写美第 38 号

(目 的)

- 第 1 この要綱は、大学において博物館実習の単位を取得するため、東京都写真美術館（以下「写真美術館」という。）において、博物館実習を希望する学生（以下「実習生」という。）の受入れを円滑かつ効果的に行い、学芸員にふさわしい人材を育成することを目的とする。

(申請方法及び受付期間)

- 第 2 実習の申請方法及び申請受付期間は、別途定める実施計画に基づき実施する。

(受入れ人数)

- 第 3 実習生の受入れ人数は、次のとおりとする。

- (1) 概ね 15 名程度
- (2) 各大学からの受入れは一大学あたり 3 名を上限とする。

(申請条件)

- 第 4 実習生の申請条件は、次のとおりとする。

- (1) 大学長等の推薦があった者
- (2) 写真美術館の定めた期間中に履修が可能な者

(選 考)

- 第 5 写真美術館実習生選考会議において選考し、副館長が決定する。

(選考基準)

- 第 6 実習生の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 写真、映像を研究・専攻する者
- (2) 写真美術館での実習に熱意をもつ者
- (3) その他、写真美術館が実習生としてふさわしいと判断する者

(選考通知)

- 第 7 選考結果については、決定次第すみやかに通知する。

(実習期間及び実習時間)

- 第 8 実習期間及び実習時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 実習期間は、概ね 2 週間程度

(2) 実習時間は、原則として午前 10 時から午後 5 時 30 分まで

(その他)

第 9 この要綱の運営にあたっては、次のとおりとする。

(1) 実習指導は写真美術館で行い、事業企画課職員が通常業務に支障のない範囲の指導にあたるものとする。

(2) 実習期間を良好に終了した実習生に対し、当該実習生の所属する大学長あてに実習修了証を送付するが、評価はおこなわない。

(3) 実習生が来館者、館蔵資料等に危害を及ぼした場合に備えて、写真美術館が契約する掛け捨てタイプ個人賠償責任保険に加入する。費用は実習初日に実習生から徴収することとする。なお実習生本人の事故等については、各大学・各自の保険加入を前提とし、写真美術館に過失が認められる場合を除き、写真美術館が責任を負わない。

(4) この要綱に定めるもののほか、実習生受入れに必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年度 東京都写真美術館 博物館実習希望理由書

フリガナ 氏 名		年齢		性別	
学校名 学部・専攻				学年	
【希望理由】 あなたが東京都写真美術館で学芸員実習を希望する理由を、美術館の果たす役割と学芸員の職務をふまえて、1000-1200字程度で簡潔にまとめてください。別紙添付でも可。 ※別添の場合、必ずA4サイズ、用紙の向きが縦向きにしてください。					
研究テーマ や、当館の 実習で特に 学びたいこと					

令和7年度 東京都写真美術館 博物館実習スケジュール（案）

2025年3月現在

日数	月日	曜日	実習内容（午前） 10:30-13:00	実習内容（午後） 14:00-17:30
1	8月1日	金	実習ガイダンス	実習ガイダンス
2	8月5日	火	講義・演習	講義・演習
3	8月7日	木	講義・演習	講義・演習
4	8月8日	金	講義・演習	講義・演習
5	8月19日	火	講義・演習	講義・演習
6	8月21日	木	講義・演習	講義・演習
7	8月22日	金	講義・演習	講義・演習
8	8月23日・24日	土 or 日	講義・演習	講義・演習
9	8月28日	木	講義・演習	講義・演習
10	8月29日	金	まとめ 課題発表	まとめ 課題発表

※上記日程は令和7年3月現在の予定です。今後、実習日程が変更となる場合がありますのでご了承ください。

※日程と内容詳細は、受け入れ可否の決定通知とともに郵送する実習スケジュール（確定版）をご参照ください。

【実習担当】 東京都写真美術館 事業企画課 普及係

〒153-0062 東京都目黒区三田1-13-3 恵比寿ガーデンプレイス内